

藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例の一部改正について

藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例の一部を次のように改正する。

2026年（令和8年）6月4日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例（令和2年藤沢市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表東部第四の項の次に次のように加える。

東部第五	150円
------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、新産業の森第二地区における下水道事業の実施に伴い、当該区域で下水道事業受益者負担金を賦課及び徴収するため、新たな負担区及び額を定める必要による。